

市民自らの政策を持とう！

第19回個人演説会 記録



日 時 2014年9月21日(日)

13:30-17:00

会 場 岩国市中央公民館 第三講座室

参加者 11名

この記録はホームページとブログに掲載されます。

<http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp>

<http://blog.goo.ne.jp/simin1340seisaku>

東アジア共同体構想 今だからこそ考えよう

平岡秀夫氏（元法務大臣）

先ほどコピーしていただいた、『東アジア共同体』（仮称）に向けて（提言案集）』という資料を皆さんに協議していただくわけですが、実は今年2月22日に「東アジア共同体を考える」というテーマで、私が個人演説をいたしました。その際にはかなり詳しい情報を入れた、全部で11枚にわたる資料で説明いたしまして、それに基づいて提言案の議論をさせていただきました。その時はそれを皆さんに紹介して、なぜそういう提言案となるのか、その理由や根拠を示すために資料に基づいて説明をした、という流れでした。その時は、皆さん方の協議の中では、提言は、こうしたほうがいい、ああしたほうがいい、という話はあまりなかったのでございます。

実は、2月22日の講演以後に情勢はいろいろ変わってきておりまして、一つは、7月1日に安倍内閣が、閣議決定をして集団的自衛権行使を容認するということがありました。はたして、そのことがどういう意味を持っているのか、私の提言案もそういう意味をふまえて書かなければいけないのではないかというふうに思いました。それともう一つは、先ほどお手元にお渡しいたしました「平和創造基本法案」というのがありますが、これは、超党派の国会議員（野党のハト派議員で与党は入っていないのですが）で構成されている「立憲フォーラム」というのがあり、そこの代表は、名古屋選出の民主党衆議院議員の近藤昭一さんで、その人が「平和創造基本法案」を出しました。この法案は略称で本タイトルは「国際的な協調と共存を図るための平和創造基本法」（参考資料として添付）というものです。

この基本法を8月15日終戦記念の日に発表いたしましたので、今皆さんから色々なご意見を

頂いているところでございます。なぜ、この法案を出したかという、安倍内閣の閣議決定に基づいて、これから、自衛隊が具体的な活動をするための根拠となる法律を整備していかねばならないのですが、その法案は来年の春以降に国会で審議されるということが政府与党の説明になっております。それに対抗する考え方をお示しして、しっかり国民的議論をした状況の中で、来年春以降の国会の審議に臨んでいったらいいのではないかと、という目論見で用意したものなんです。この法案については、私も、かつて内閣法制局にいたということもあって、法案の作成のお手伝いをさせていただきました。

(平岡秀夫通信(号外)「平和創造基本法案」を示して)この文章の中の3ページ目に、「第二 国際的協調及び諸外国との平和的共存を図るための基本的施策」の中で、

3、東アジア地域における信頼の醸成のための措置及び共通の安全保障の構築等

というのがあって、「東アジア共同体」とは書いてありませんが、「共同体」について述べています。その「3、」の中で、

- (1) 東アジア地域の諸国との信頼関係の構築
- (2) 北東アジア地域における安全保障体制の構築

このところには、東アジア共同体の一つのコアとなるべき地域的集团的安全保障体制の話がチョット出てきます。

(3) のところで

日米安全保障条約については、北東アジア地域における安全保障体制が確立するまでは堅持する。それができたら、日米安保条約は解消していく。

という位置づけをとっています。

最後のページ「第四 緊急に講ずべき措置」というのがあって

1. 北東アジア地域における軍事的衝突の未然防止等のための体制の構築。

衝突が発生した場合における、紛争の拡大を防止するための体制の構築を緊急に整備しろ、というようなことも、この基本法の中では書いております。

私もこの基本法の作成をお手伝いしたということで、先だって岩国の皆さんにお示ししてご説明しました提言の部分と、かなりオーバーラップしている部分があると思います。

こういう経緯がありまして、それらをふまえて今回の『「東アジア共同体」(仮称)に向けて』という3枚紙を作らせていただきました。

河井さんには「平和創造基本法案」についてはコメントを頂いておりますので、別の機会に受け止めて議論をしていきたいと思っております。

「東アジア共同体(仮称)に向けて(提言案)」に戻っていただいて、読み上げながら説明したいと思っております。前回にしっかりと議論をしておりますのでそれをふまえて作っておりますので、早めにまとめて、河井さんも、ご相談したいことがあるそうですので、そのほうでも時間をとって議論したいと思っております。

さて、提言文案ですが、「東アジア共同体」を(仮称)としたのは、「東アジア共同体」と決めてしまうと、既存のものに引っ張られてしまうような感じもありますし、名前も別に決めてはいなかったものですから、大体、東アジア共同体的なもの位置づけとして名前にしましたので、(仮称)といたしました。

「東アジア共同体」(仮称)に向けて(提言案)

安倍政権は、憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を認める閣議決定を行った。これは、東アジアや世界の国々を敵味方に分け、対立構造の中で「力による均衡」を目指すものである。

しかし、私たちが平和憲法の下で目指すべきは、人類の内なる脅威(戦争、貧困等)と人類への外からの脅威(気候変動、災害、疾病等)に対して、東アジアや世界の国々と強調して取り組む国となることである。

このような視点に立って現在の東アジア情勢、とりわけ北東アジア情勢を見ると、我が国は、近隣諸国との協調関係が築けていないどころか、対話すらまともにできない状況にある。そして、この状況を打破できない最大の要因は、右傾化を強めナショナリズムを煽る安倍政権自身にあるといえる。

我が国は、人類の脅威に取り組むための国際的な協調体制を築くため積極的な役割を果たすべきであり、とりわけ我が国の近隣に所在する東アジア諸国とは共存を目指していくべきである。

今、我が国は、安倍政権が目指そうとする「力による均衡」を目指すのか、それとも「協調と共存」を目指すのか、その分岐点に立っている。このような重要な時期だからこそ、敢えて、「東アジア共同体(仮称)」についての具体的な提言を考えてみたい。

◎ 提言 (案)

(1) 「東アジア共同体」形成の目標を持つ

我が国にとっては、東アジア地域、とりわけ我が国周辺地域である北東アジア地域において、その平和と安定、発展と繁栄を実現するため、地域内国家間において、軍事的衝突の防止、経済的関係の拡大、政治的信頼の向上等を目指すことが大事である。そのためには、将来的目標としてであっても、EU(注1)を参考にしながら、「東アジア共同体」(仮称)の形成を目指すとの「目標」を持つべきである。「目標」があればこそ、我々が歩みを進めるべき方向を間違えなくて済むし、逆方向に進むことによるロスを生じさせなくて済む。

[注]にEUについて簡単に説明しています。

1、「欧州連合」または「ヨーロッパ連合」。EUに対する評価には賛否両論(批判としては、「新自由主義的ルールを欧州市場に持ち込む「トロイの木馬」であった等」)があるが、域内主要国間での軍事衝突が想定され得ず、物理的にも不可能となっている「不戦共同体」が形成されたことは、何よりも高く評価されるべきである。EUは、その点が評価されて、2012年度のノーベル平和賞を受賞した。経済的、政治的統合をめざし、それが大きく前進したことが「不戦共同体」を実現させたといえよう。

(2) EUの設立と拡大の歴史を参考とする

その際、東アジア地域に存在している難しい課題(歴史認識の食い違い、相互信

頼の欠如、政治体制の相違、経済活動のルールの相違、経済力の格差、宗教・文化の違い等）を克服（注 2）するためには、EU 設立とその拡大の歴史を参考とすべきである。すなわち、東アジアの地域内国家間において、①分野別協力を行う方法、②協力対象国を段階的に増やしていく方法、③協力の度合いを緩やかなものから強力なものに深化させていく方法、等をケース・バイ・ケースで選択していくことが有効である。

注 2 は言葉をチョット説明したもので、「克服」とは、必ずしも「諸国間の違いを無くし、すべてを同じにする」ということではなく、「違いを最小限にする努力をしつつも、違いとして認容できるものはお互いに認め、共存していくことを可能な状況にしていく」ことも含まれると考える。

（2）EU の設立と拡大の歴史の中で述べました、3 項目の協力の方法については前回の講演の時にメモにして説明しておりますが、もう一度説明しておきたいと思います。

①の分野別協力を行うというのは、欧州政治協力方式というのがあって、EU の中でも制度発展が遅れていた外交安全保障領域では、政府間協力という方式で出発した、というふうに言われています。

それから、②の協力対象国を段階的に増やしていくというのは、EU の柔軟性原則というものがあって、多段階統合方式とか中核ヨーロッパ方式と、呼ばれているものです。これはいくつかの国々が先行して協力の枠となる条約を締結し、その枠組みの国を順次拡大していくという方式です。「アジア共同体」で考えてみると、たとえば、日本とアセアン、日韓とアセアン、など現実的な組み合わせで条約を締結していく、中国とか北朝鮮というのはなかなか早くできないので、あとから枠組みに入っていくということですね。

③の協力の度合いを緩やかなものから強力なものに進化させていく方法、がありますがこれを別の視点で考えてみるとベネルクス三国という小さい国同士の連合が、ドイツ、フランス、イタリアの 3 大国の対立を緩和させて結び合わせる統合の緩衝剤の役割を果たしたという経験があります。そういう経験に学ぶべきではないか。

たとえばアセアンの小国連合が日中韓の三大国の対立に対して、同様の役割を果たしたらどうかというようなことを経験として活かしてはどうかということでもあります。

(3) の緊急の措置：軍事的リスクへの対応を強化する

以上のことを前提としつつも、現状の東アジア、とりわけ北東アジアにおいて最優先で取り組むべきは、軍事的リスクへの対応を強化することである（注 3）。

具体的には、「突発的な軍事衝突が生じない仕組み」、「万が一、地域的・突発的軍事衝突が起こった場合の緊急対応の仕組み」を作ることが緊急に対応すべきことである。これによって、過度に「軍事的脅威」を誇張する風潮を防止し、地域内の安全保障に関して、冷静な議論を促すという効果も期待できる。

注 3 を見てください。リスクの対応を強化するという話としては、アセアン諸国には数千の島々があるそうですが一度も軍事衝突を起こしていないという経験があるそうです。

(4) です。青少年交流の拡充をする。

そして、EUの代表的な国である仏・独の成功例に学び、より中長期的な視野に立った活動を行うことも大事である。具体的には東アジア諸国（とりわけ、日・中・韓3国）の青少年交流をエリゼ条約（注5）の水準並みに拡充していくべきであり、特に先の大戦で東アジア諸国に多大の混乱をもたらした我が国は、その経済力も活かしてこの点に主導的に取り組むべきである。

そこで、「エリゼ条約」とはどのようなものかについて、注5 に書いてあります。

仏のドゴール大統領（当時）と西独（当時）のアデナウアー首相（当時）が 1963 年

1月に仏大統領府（エリゼ宮）で署名した独仏協力条約。戦後の独仏の和解を確認した外交文書で、欧州連合を主導する両国の「特別な関係」の土台となった。

過去50年間の成果として、計約800万人に上る若者の交流をはじめ、共通の歴史教科書づくりや、独仏2か国語の放送局の開設があげられる。

日本においては、日韓では交流は数百人単位でしかないんだそうですね。

ということで、提言の原案として提示したいと思います。今なぜこういう提言がいるかという背景をチャンと伝え、具体的な提言になればいい、と思っています。

【参考資料】

「国際的な協調と共存を図るための平和創造基本法」について（案）

【法律制定の趣旨】

（基本的考え方）

私たちが目指す「社会のあり様」は、私たちの生活が様々な脅威から守られ、私たちの生存が脅かされることのない社会、すなわち、「平和のうちに生存する権利」（平和的生存権）が保障され、「人間の安全保障」が確立されている社会である。

そのため、私たちが目指す「我が国のあり様」は、人類の内なる脅威（戦争、貧困等）と人類への外からの脅威（気候変動、災害、疾病等）に対して、世界各国と協調して取り組む国となることであり、国際的な協調体制が築けるよう積極的な役割を果たす国となることである。このような「我が国のあり様」を通じて、私たちは、「人類の共存」や「世界の国々との共存」を目指していく。

特に、人類の内なる脅威のうち「平和的生存権」を侵害し「人間の安全保障」を脅かす最大のものである戦争に関しては、平和主義及び国際協調主義を理念とする現行憲法の下にある我が国においては、世界をブロック化し、敵・味方を分けて対立をあおり、集団的自衛権を含む軍事的関与を拡大させようとするような考え方は、許されるべきではない。

以上の基本的考え方に基づいて、我が国は、「戦争を起こさせない」「戦争被害を最小限に食い止める、戦争を早期に終結させる、戦後復興に最大限貢献する」との基本的視点に立って行動すべきであると同時に、米国の一国支配が終焉し世界で多極化が進む中、世界的な協調体制を築くために積極的な役割を果たすべきである。

(注：安倍首相が唱える「積極的平和主義」は、言葉の持つ印象とは異なり、人類の脅威に対して世界的な協調体制を築こうとするものではなく、敵対的関係にある国の脅威に対して我が国の軍事的関与をも目指すものである。「人類の共存」や「世界の国々との協調」とは似て非なるものである。)

(法律案の趣旨)

以上の考え方に立って、本法律案では、憲法の平和主義及び国際協調主義の理念を踏まえ、特に憲法第9条に関し「他国間の武力紛争への軍事不介入」を前提としてその解釈を確定させるとともに、必要最小限の自衛力の保持と自衛権行使の限界、国連を中心とした国際社会の諸努力への参加の原則、北東アジアの地域安全保障体制の構築推進等を明らかにすることにより、平和主義と国際協調主義に立脚し、国際的な共存を目指す我が国の安全保障への取組を規定する。

